

宮崎市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法及び省令で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (3) 技術的審査 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準又は建築物が法第36条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能基準（次号において「基準」という。）に適合するかどうかを確認するために、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う審査をいう。
- (4) 技術的審査適合証 基準に適合していることを証明するものとして登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が発行する書類をいう。

(市長が定める図書)

第3条 省令第12条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図、配置図、立面図並びに建築物エネルギー消費性能基準の適用に当たって使用した計算表及びその根拠を示す資料
- (2) その他市長が必要と認める図書

2 省令第12条第3項の市長が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 技術的審査適合証を提出する場合にあっては、建築物エネルギー消費性能基準の適用に当たって使用した計算表及びその根拠を示す資料
- (2) その他市長が不要と認める図書

3 省令第23条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 技術的審査を受けた場合にあっては、技術的審査適合証
- (2) その他市長が必要と認める図書

4 省令第30条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 技術的審査を受けた場合にあっては、技術的審査適合証

- (2) 法第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 13 条第 2 項若しくは第 3 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合にあつては、適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の検査済証の写し
- (3) 法第 35 条第 1 項の認定を受けた場合にあつては、省令第 25 条第 2 項の通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の検査済証の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項の認定を受けた場合にあつては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 2 項の通知書の写し及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の検査済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める図書

（認定しない旨の通知）

第 4 条 市長は、法第 35 条第 1 項（法第 36 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 41 条第 2 項の認定をしないときは、その旨を、認定しない旨の通知書（別記様式第 1 号）により当該認定を申請した者に通知するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更）

第 4 条の 2 建築基準法第 7 条第 5 項又は第 18 条第 18 項の検査済証の交付を受けようとする建築主は、省令第 3 条（省令第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書（別記様式第 1 号の 2）に変更部分を記載した図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該変更に関して省令第 11 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けたときは、この限りではない。

2 建築主は、省令第 11 条の市長による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付申請書（別記様式第 1 号の 3）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第 1 条第 1 項の表に規定する図書
- (2) 当該変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）

3 省令第 11 条の規定による証明は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書（別記様式第 1 号の 4）により行うものとする。

（認定に係る軽微な変更）

第 5 条 認定建築主は、省令第 26 条の軽微な変更をしようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届出書（別記様式第 2 号）に変更した部分を記載した図書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、当該変更に関して省令第 29 条の軽

微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けた後又は第7条の規定による報告をした後においては、この限りではない。

- 2 認定建築主は、省令第29条の軽微な変更に応していることを証する書面の交付を受けようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書交付申請書（別記様式第2号の2）を市長に提出しなければならない。
- 3 省令第29条の規定による証明は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書（別記様式第2号の3）により行うものとする。

（状況の報告）

第6条 建築主等は、法第17条第1項又は法第21条第1項の規定により報告を求められたときは、建築物エネルギー消費性能基準適合状況報告書（別記様式第2号の4）に報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告しなければならない。

2 認定建築主又は法第41条第2項の認定を受けた者は、法第37条又は法第43条第1項の規定により報告を求められたときには、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（認定エネルギー消費性能基準適合建築物）状況報告書（別記様式第3号）に報告内容を説明するための図書を添えて市長に報告しなければならない。

（完了の報告）

第7条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（是正に関する命令書）

第7条の2 法第14条第1項の規定による命令は、是正に関する命令書（別記様式第4号の2）により行うものとする。

（措置に関する命令書）

第7条の3 法第16条第2項及び法第19条第3項の規定による命令は、措置に関する命令書（別記様式第4号の3）により行うものとする。

（改善に関する命令書）

第8条 法第38条の規定による命令は、改善に関する命令書（別記様式第5号）により行うものとする。

（取りやめの申出）

第9条 建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめる

ときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく特定建築行為を取りやめる旨の申出書（別記様式第5号の2）に当該取りやめに係る適合判定通知書を添えて市長に申し出るものとする。

- 2 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第6号）に当該取りやめに係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（変更の認定を受けた者にあつては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書）を添えて市長に申し出るものとする。

（認定取消通知書）

第10条 法第39条又は法第42条の規定による取消しは、建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能基準適合）認定取消通知書（別記様式第7号）により行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ）

第10条の2 法第12条第3項の通知書の交付を受ける前に建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届（別記様式第7号の2）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。